

平成30年12月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年12月4日(火)
13時51分～14時37分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第29号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 19名

1番	高田 法定	11番	荒木 貞道
2番	宇川 傳治	12番	日光 善治
3番	中島 一朗	13番	三輪 和雄
4番	古村 正夫	14番	大谷 文男
5番	山崎 和英	15番	西尾 信秋
6番	田悟 敏子	17番	水上 俊秀
7番	中村 重樹	18番	杉森 清弘
8番	和田 俊信	19番	吉江 秀一
9番	青島 由弘	20番	前田 真一郎
10番	高藤 孝一		

欠席委員 16番 島倉 博

平成30年12月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。皆さんお揃いですので、始めさせていただきますと思います。早いもので12月に入ってしまった。先月、皆様には研修大会にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。それから私、先月末、全国農業委員会代表者集會に行つてまいりました。詳しいことは報告致しませんが、小杉での研修會で要請書の決議案を取りましたが、その要請書を今回、全国段階で承認されて、自分達も富山県選出の国会議員の先生方にそれぞれお願いしてきたところです。宮腰大臣、橋副大臣、それから山田先生と堂故先生。野上先生と田畑先生のお2人は来られなかったのですが、4名の国会議員の先生方に要請をして参りました。要請書の他に強く言ってきたことは、とにかく今年度のお米の需給調整のことで、達成しなかった県、特に秋田県と新潟県は大変オーバーしているので、来年に向けてまた拡大するのではないかと懸念されています。それを引き締めるために、先生方からもぜひ要請をしていただきたいとお願いをして参りました。農林水産省はキャラバンを行っていますが、もっとグリップを効かせたような、もう少し政策面で工夫をして、計画数量の目標に達するように進めていきたいとおっしゃっていました。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月總會を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、總會は成立しております。欠席委員は、島倉委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番の水上委員さん、18番の杉森委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第27号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第28号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第29号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第27号</p>

	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号13番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は122㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで、面積は122㎡です。現地に確認へ行ってきました。〇〇さんにお話を伺ったところ、畑を少しだけしていたそうですが、草刈りなどの管理が大変だということで、お隣の〇〇番地の〇〇さんに田んぼを買ってもらえないかと相談をしたところ、承諾をされてこの申請になったそうです。〇〇さんと〇〇さんの田んぼの間には、現在畦畔ブロックがあるそうですが、これを撤去して、1枚の田んぼにして活用するそうです。〇〇番地の方には搬入路も無く、小さい畑になっています。用排水等にも特に問題はありません。以上です。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>位置図の3ページの所有者が〇〇さんになっていて、申請のお名前は〇〇さんになっていますが、どちらですか。</p>
事務局	<p>〇〇さんとなっているのは、申請地の隣の田で、〇〇さんのお母様です。〇〇さんは娘さんで、お2人は同居されています。</p>

〇〇委員	もともと全部〇〇さんのものだったのではないですか。
〇〇委員	そうだと思います。
会長	他に無いようですので、この件についてはよろしいですか。それでは「異議なし」として議案第27号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第27号について「承認」といたします。続いて、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号37番は、賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、他2名です。6筆ありまして、合計面積が16,563㎡で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図は4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号37番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名になります。譲受人は〇〇さんです。申請地は位置図の5ページをご覧ください。〇〇から〇〇までの計6筆ということで、合計16,563㎡です。譲渡人3名と、〇〇の〇〇さんとお話をして参りました。利用期間は平成31年1月1日から、平成32年12月31日までの2年間ということです。現在は水稻と転作の作物が耕作されています。譲渡人3名のお話では、最近大型の機械が入ること、砂利が表面に出てきているようで、土壌も改良したいということでした。周辺には防護壁を設けて、土砂の流出を防ぎ、搬入路付近には駐車場等を付けて、周辺への影響は与えないということです。位</p>

	<p>置図の4ページには出入り口とありますが、こちらに用悪水路があり橋が架かっています。橋の破損が心配だったので確認して参りました。鉄骨を敷いて、その上に鉄板を敷いて、出入りするという事です。それから、近隣の自治会長、耕作者の営農組合、近隣の方、あと土地改良区の同意も得ていますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号33番について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>採取をされるときに、ポンプ等をかけられますか。</p>
〇〇委員	<p>ポンプはかけません。深さは6mです。それ以上は掘らないという話です。</p>
〇〇委員	<p>土壌改良だったら4mというのがあったり、8m掘られたりというのがありますよね。</p>
〇〇委員	<p>申請では6mです。〇〇にはそれくらいに砂利層があつて、〇〇では8mくらいと聞いております。</p>
会長	<p>他に無いようですので、次に受付番号38番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号38番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が381㎡で、米穀貯蔵倉庫敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、8ページから11ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農用地利用計画においてしてされた用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号38番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲受人は、〇〇さん、譲渡人は</p>

	<p>〇〇さんで、面積は 381 m²です。米穀貯蔵施設を建てるということで、今回売買のお話になったそうです。申請地の隣に〇〇さんの倉庫兼住宅があります。平成7年にこちらを建てられて、約20年経ち、事業も拡大して手狭になったということです。従来、お米は30kgの紙袋だったのですが、1tの袋の扱いになったということで、対応できる施設を建てたいということです。事務所もなく、来客があっても立ち話になってしまうこともあり、今回、事務所兼倉庫ということでお話が成立しました。確認してきましたら、田ですが、現況は畑でした。雨水は西側にあります旧〇〇街道の横の用水へ流します。上下水は公共の施設を利用するということです。区長さん並びに隣接している農地の方の同意書も出ておりますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に受付番号39番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号39番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。面積が269 m²で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから15ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号39番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それではご報告させていただきます。貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。お2人は親子で、現在は〇〇さんのご両親とお兄さん夫婦とお子さんと〇〇にお住まいです。お子さんが大きくなってきて手狭になった為、〇〇さんが〇〇の面積が269 m²に住宅を建てるために30年の貸借権を結ばれました。来年、消費税が上がるので、ぜひ今年度中に計画を実行したいということでした。〇〇さんに、〇〇にお住まいで、なぜ〇〇に土地を持っておられるのかを伺いました。〇〇さんはもともと〇〇のご出身で、〇〇さんの親が亡くなられた時</p>

	<p>に、財産分与ということで、こちらの農地を得られたそうです。町内会長さんの同意もいただいていますし、隣の〇〇番地は〇〇さんの農地です。境界はコンクリートで擁壁を建てるそうです。〇〇さんとの土地の境界には元々擁壁があり、〇〇さんの土地の方が低くなっています。特に問題は無いと思います。上下水は市の施設を利用するそうです。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号40番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。受付番号40番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。5筆あり、合計面積が210.91㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、16ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、受付番号40番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。よろしくをお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦勞様です。〇〇の〇〇です。報告させていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。お2人は親子で、息子さんの〇〇さんは、現在、〇〇にお住まいですが、お子さんも生まれてマンションが手狭になり、ご両親の老後のことも考えて、富山へ戻って新居を構えたいということでした。住み慣れた両親の住宅に隣接している農地に新居を建てたいということでした。面積は210.91㎡です。贈与による所有権移転になります。現況は水田ではなく畑になっています。畑には農機具倉庫も建ってしまっていて、そちらも壊して一般住宅を建てたいということです。下水道については公共の施設に接続し、雨水は道路排水に流すということです。道路水管理者の承諾書もいただいております。土改、町内会長、隣接の畑の所有者、耕作者の承諾書も出ております。現在、当地区では、圃場整備に着手していますが、こちらは圃場整備の区域外でありますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第28号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第28号については「承認」といたします。続いて、議案第29号の「農用地利用計画集積計画の制定について」事務局より説明をしていただきます。
事務局	<p>議案第29号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が14件で、面積が114,487㎡であり、更新が14件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は6ページから8ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。なお、農地中間管理機構からの配分先についての参考資料を配布しておりますので、併せてご確認ください。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第29号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案29号については「承認」といたします。

	<p>これで、付議議案はすべて終了しました。 協議事項はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を〇〇よりお願いいたします。</p>
〇〇	<p>皆さん、ご苦労さまでございます。早いもので、もう12月です。12月といえども、暖かい日もありましたが、土日は天気予報で雪マークがついている日もあるようで、天候に左右されますが、良いお正月を迎えていただきたいと思います。本日はどうもご苦労様でした。</p>
	<p>— 12月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 12 月 4 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 17番 水 上 俊 秀

18番 杉 森 清 弘